

安全にサイクリングを楽しむための交通ルール

自転車の基本的な交通ルールは自動車と同じです。しっかり守って、楽しく走りましょう！

自転車は 車道の左側を走行！



自転車は、車道と歩道が分かれている道路では、車道を走行しなければならず、その際は車道の左側を走行するのが原則です。自転車が例外的に歩道を通行できるのは、安全のためにやむを得ない(例：自動車の交通量が著しく多く、車道が狭い)場合や、「自転車通行可」の道路標識がある場合など。その際は歩行者優先で、車道寄りゆっくり通行しましょう。

縦一列で走行。 並走は厳禁です



自転車は、道路標識などにより許可されている道路以外では、ほかの自転車と並んで走ることとはできません。並進禁止の違反となり、罰則があるだけでなく、自動車との接触事故にもつながりかねない危険で迷惑な行為です。自転車は縦一列で走行し、家族や仲間とのサイクリングでも、「会話を楽しむのは自転車を降りてから」を守りましょう。

交差点での右折は 二段階右折で



自転車で右折をする場合は、まず進行方向の信号機に従い交差点に直進進入し、交差点の角で右に進路を変えてから、今度は右折先の信号機に従います。自転車で交差点を斜めに右折したり、右折レーンに入ったたりするのは違反であり、危険なので絶対にやめましょう。※自動車との大きな違いは「自転車の右折＝二段階右折」ということです。

信号と標識を 正しく守ろう！



自転車は車道を走るのが原則ですから、自動車同様、道路標識に従わなければなりません。例えば、「止まれ」は一時停止の標識。この標識の先にある停止線(ない場合には一時停止標識の手前)では、必ず一時停止をする必要があります。また、停止線をオーバーした状態での信号待ちは信号無視とみなされることにも要注意。ルールは正しく覚えて守りましょう。



駐車車両を 避ける時の走り方

駐車車両を避けるときは、まず後方を確認(①)し、右側に膨らんで走る旨を後続車に手信号で合図します。車両の横を走るときは、中から出てくる人がいないか、目で確認(②)。膨らみ方はできるだけ小さくなるよう、さらに右に膨らんだことで、隣の車線または対向車線の交通を妨害することのないよう注意しましょう。避けたあとは速やかに左側に寄ること(③)。

危険運転絶対厳禁！

危険運転とは、他人や自分を危険にさらす運転のことで、信号無視や夜間の無灯火運転はもちろんのこと、「イヤホンなど外部の音が聞こえない状態での運転」や「傘を差しながらの片手運転」、また、整備不良の自転車に乗ることもなども含まれます。自転車は車両の仲間。乗り物を運転している自覚を持ち、安全運転に努めましょう。

問い合わせ 所沢市 経営企画課 04-2998-1111 飯能市 企画調整課 042-973-2111 発行/埼玉県西部地域まちづくり協議会
狭山市 政策企画課 04-2953-1111 入間市 企画課 04-2964-1111 企画・製作/株式会社 KADOKAWA

東京ウォーカー
TokyoWalker PRESENTS

所沢市
イメージマスコット
「トコロん」



狭山市公式
イメージキャラクター
「七夕の妖精おりひひ」

飯能市
イメージキャラクター
「夢馬(むーま)」



入間市
マスコットキャラクター
「いるディー」

所沢・飯能

狭山・入間

サイクリング MAP

埼玉県西部の魅力がいっぱい！
家族や仲間楽しめる4コース

絶景も！

グルメも！



埼玉県ふるさと
創造資金



埼玉県
マスコット「コバトン」